

給付金ご請求のご案内

〒869-1236
Peteena 熊本県菊池郡大津町杉水3542-62
ペット保険ねっと・ペティーナ

ご加入者様へ
給付金のご請求につきましては、下記のとおり、ご契約者ご自身で請求してください。

①病院側をお願いして頂くこと

病院受付にペティーナ発行の『共済証書』をご提示いただき、被共済動物の確認を受けてください。
治療後は、治療費の全額を病院側にお支払い頂きます。
動物病院様にて「診療明細書」にペット名のご記入及び捺印をお願いしてください。
※ご記入・ご捺印はモレのない様ご注意ください。

②ご請求方法

ご請求は、**治療後30日以内**(完治後ではありません)にご請求下さい。
提出書類については、約款第11条によります。診療明細書及び給付金請求書は1頭1様式となります。

----- 切り取り -----

ペット保険ねっと・ペティーナ 給付金請求書

請求年月日(平成 年 月 日)

証書番号		診断名	
契約者名	印	電話番号	
ペット名		プラン名	プラン

給付金振込先

金融機関	フリガナ -----	支店名	フリガナ -----
口座名義	フリガナ -----	口座番号	普通

注:給付金振込の際に、金融機関によって振込先の確認できない機関があります。
振込事故防止のため、振込先をご確認の上正確な振込先をご記入下さい。
当社は、お客様の振込先誤記入に伴う振込事故の責は負いません。

診療明細書・領収書(書類は事務局にて添付しますので、同封のみで結構です)

※領収書及び診療明細書に動物病院の捺印がないものは無効となりますのでご注意ください。
領収書及び診療明細書につきましては審査後、後日お返します。